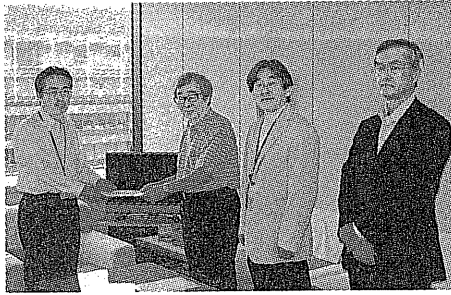


公共建築

業務報酬算定で改善要望

3団体 建築設計「依頼度」が実態とかい離

日本建築士会連合会（士会連合会）、藤本昌也（会長）、日本建築士事務所協会連合会（日事連、三栖邦博会長）、日本建築家協



要望書を提出する3団体の代表（右3人）17日午前、東京・霞が関の国交省で

会（JIA、出江寛会長）の建築設計3団体は17日、公共建築での適正な設計業務報酬の算定などを求める要望書を藤田伊織国土交通省官庁営繕部長に提出した。

公共建築の設計業務を積算する際に用いられる「依頼度（委託率）」が業務報酬の安易な値切りにつながっているという指摘。発注者側がインハウスで実施する業務内容と責任範囲を明確にし、それに相当する人・日数を減じて業務報酬を算定するよう求めた。

公共建築の設計業務を発注する際は、国交省の「官庁施設の設計業務等積算要領」に沿い、発注者が内部での業務に応じた依頼度を設定して委託費を最初から差し引き、設計委託費が算出される。JIAの調査によると、地方自治体の依頼度は平均0.6で、実態とかい離しており、会員から悲痛な声が上がっているという。

3団体は今回、現在行われている業務報酬基準（告示1206号）の見直しを機に設計業務の適正化を図るため、値切りにつながる依頼度の設定

の考え方などについて改善を求めた。

具体的には、発注者が設計図書の一部を受託者に提示し設計図書の一部に採用した場合、または発注者側の技術職員が設計業務などの一部を行う場合に限り、標準業務人・日数から低減するよう同積算要領の改正を要望。発注者の業務内容と責任範囲をあらかじめ明確に区分し、受託者に明示するよう求めた。

同積算要領では、実施設計を発注する際、図面1枚当たりの業務量をベースに委託費を算出して

いるが、通常の実設計に求められる高度な知的専門作業にはなじまないとも指摘。図面目録に基づく算定方法については、修繕工事の設計や建物現況調査などの作図業務などに限定するよう求めた。

数量調書の作成については、告示1206号の見直しで追加業務の方向で進んでいるとし、同積算要領でも同様に一般業務ではなく追加業務として位置付けるよう要望した。

同積算要領は他省庁や地方自治体で参考にされているため、要望内容に関する措置に加え、依頼度を安易に設定しないよう、国交省が他省庁や自治体の営繕部局に対し理解を求め、適切に情報提供することも求めた。

国交省官庁営繕部や設計3団体などで構成する「公共建築設計懇談会」が8月下旬に行われ、今回の要望に関する基本的な対応が提示される見通しだ。同日会見した三栖日事連会長は、「依頼度」という言葉は「率」をイメージする。名称を変更し考え方が変わったことを分かりやすく示してほしい」と述べた。